

知的財産訴訟改革について

～ 知的財産訴訟の一層の充実・迅速化のために～

特許審査第二部一般機械
平瀬 知明

1. はじめに

本年6月11日、「知的財産高等裁判所設置法（平成16年法律第119号）」及び「裁判所法等の一部を改正する法律（平成16年法律第120号）」が可決成立し、同月18日に公布され、平成17年4月1日から施行されることとなった。

両法律の法案は、司法制度改革審議会が提言した、「知的財産権関係事件への総合的な対応強化」の一環として、知的財産訴訟の更なる充実・迅速化を図るため、司法制度改革推進本部における検討をもとに、第159回国会に提出されるに至ったものであるとともに、知的財産推進計画2004（平成16年5月27日）において、「知的財産戦略の一年の歩み」の中で、「保護分野」における推進計画の成果の一つとして盛り込まれているものである。筆者は、同本部事務局の一員として、今回の立案作業に関与する貴重な機会を得たことから、推進計画の成果の一つである知的財産訴訟改革の取組状況についてのご理解を深めていただくため、本稿で、立案に至る経緯と両法律の概要について解説させていただくこととしたい。なお、意見にわたる部分は筆者の個人的見解である。

2. 立案に至る経緯

1) 司法制度改革における動き

近年、社会の複雑・多様化、国際化等がより一層進展する中で、行政改革をはじめとする、様々な分野での構造改革により、日本の社会は、事前の規制や指導を通じて個人や企業の活動を事前に調整する「事前規制・調整型の社会」から、国民一人一人が自らの責任で自由に行動することを基本とし、ルール違反に対しては、後からチェック・救済する「事後チェック・救済型の社会」へと変化しつつある。このような変化の中で、自由かつ公正な社会の基礎となる司法の基本的制度が新しい時代に相応しく、国民にとって身近なものとなるよう、国民の視点から、これを抜本的に見直し、司法の機能を充実強化することが求められている（図1）¹⁾²⁾。

司法制度改革は、このような認識のもと、21世紀の我が国の社会を支える、「国民により身近で、速くて頼りがいのある司法」の実現を目指し、司法制度の改革と基盤の整備について、政府、最高裁判所、日本弁護士連合会等において総合的かつ集中的に取り組まれているものである。

平成11年7月に内閣に設置された司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにするとともに、司法制度の改革と基盤の整備に関する必要な基本的施策について調査審議を行い、

1) 司法の規模を表す指標の一つとして法曹人口がある。日本の法曹人口は、平成15年で23,308人（裁判官2,333人、検察官1,453人、弁護士19,522人）であり、諸外国の法曹人口は、アメリカ1,046,758人、イギリス99,248人、ドイツ147,344人、フランス40,414人である（裁判所データブック2003）。なお、司法制度改革審議会意見書においては、司法試験合格者数の増加により、平成30年頃までには、日本の法曹人口は5万人規模に達することが見込まれるとされている。

2) 民事訴訟事件（地方裁判所・新受件数）の推移を見ると、平成3年の120,774件（うち知的財産事件311件、労働事件662件）から平成14年の164,217件（うち知的財産事件607件、労働事件2,309件）に増加している（裁判所データブック2003）。

21世紀の我が国の社会を支える、新たな司法制度へ

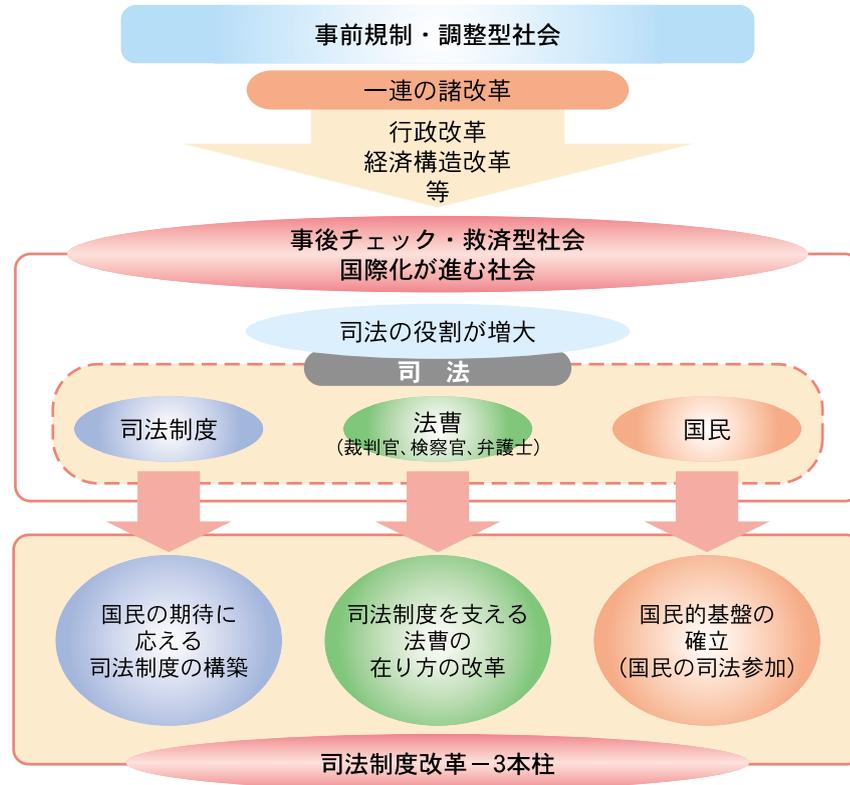


図1 司法制度改革の基本理念

平成13年6月12日に意見書を内閣に提出した。この意見書は、「国民の期待に応える司法制度」、「司法制度を支える法曹の在り方」、「国民的基盤の確立」の3つを柱に掲げ、司法制度改革のための具体的施策を広汎に提言するものである³⁾。そして、「民事司法制度の改革」に関して、専門的知見を要する事件への対応強化を「現代の民事司法の重要かつ喫緊の課題である」とし、とりわ

け、「知的財産権関係訴訟事件の充実・迅速化」⁴⁾について、「政府全体として取り組むべき最重要課題の一つ」と位置付けた。具体的には、知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することを目標とし、その方策の一つとして、東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、裁判所の専門的処理体制を一層強化すべきである旨を提言した⁵⁾。

3) 司法制度改革審議会意見書の詳細は、首相官邸ホームページ中の「司法制度改革推進本部」[沿革図]
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html> を参照。

4) 特許権侵害訴訟を典型例とする知的財産紛争は、典型的なビジネス紛争という性格が強く、①企業は多大の資金を投下して研究開発し、権利を取得する、②商品や技術のライフサイクルが極めて短い、といったことから、他の類型の民事紛争に比して、格段の迅速さが要求されるという特徴を有する。特に近時は、①企業の知的財産権に対する認識が変化し、自己の法的紛争は自己責任の下、裁判手続も視野に入れて解決しようとする試みも活発化しており、この結果、特に重厚長大産業分野の大企業が大型訴訟を提起する事案が増加し、100億円を超える規模の訴訟もある、②ポルスパライン最高裁判決やキルビー最高裁判決等が判示しているとおり、侵害訴訟を担当する裁判所の扱うことのできる審理範囲が大幅に拡大しているなど、知的財産紛争を取り巻く環境が急激に変化している（飯村敏明「東京地裁における知的財産権侵害訴訟の審理の実情について」民法法情報No.182、飯村敏明ほか「特許権侵害訴訟の審理の迅速化に関する研究」司法研究報告書第54輯第2号）。このようなことから、近時、知的財産訴訟の充実・迅速化に対する要請は格段に高まっていると考えられる。

5) 近年、知的財産に関する裁判所の専門的処理体制は、相当程度強化されており、その結果、ここ10年間で、知的財産事件の平均審理期間（全国地裁第一審）はほぼ半減されている（平成15年は15.6ヶ月）。詳細は、定塚誠「知財制度の現状と本年4月からの新しい知財訴訟制度」NBL785号、杉浦淳「平成15・16年の審判制度を中心とする知的財産紛争処理制度改革の概要」本誌234号を参照。

この意見書を受けて、平成13年11月に司法制度改革推進法が可決成立し、同法に基づき、同年12月1日、司法制度改革を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に全閣僚を本部員とする司法制度改革推進本部が設置された（設置期限は本年11月30日）。同本部は、司法制度改革に関し政府が講ずべき措置の全体像を示すものとして、司法制度改革推進計画を策定し、平成14年3月19日、同計画が閣議決定された。

司法制度改革推進本部の主な所掌事務の一つに、司法制度改革の推進に必要な法律案及び政令案の立案事務があり、本部に置かれた事務局⁶⁾が中心となってこれを処理した。なお、立案作業にあたっては、改革の方向性を事務局と一体となって検討するため、11のテーマについて有識者等から構成される検討会が開催された⁷⁾。

2) 知的財産戦略における動き

他方、平成14年2月の小泉総理の施政方針演説に端を発した、知的財産戦略を推進する動きの中で、知的財産の保護強化の一環として、知的財産訴訟に関する様々な提言がなされた。具体的には、知的財産戦略大綱（平成14年7月3日）では、「実質的な「特許裁判所」

機能の創出」として、「管轄の集中化」、「専門家参加の拡大などの裁判所の人的基盤拡充」、「証拠収集手続の拡充」などの項目が掲げられ、また、大綱を受けた、知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（平成15年7月8日）では、知的財産に関する裁判について「紛争処理機能を強化する」とされ、「知的財産高等裁判所の創設を図る」、「知的財産訴訟における専門的知見の充実を図る」、「証拠収集手続を拡充する」、「特許権等の侵害をめぐる紛争の合理的解決を実現する」との項目が掲げられた。これらの提言の背景にあるのは、知的財産訴訟を取り巻く環境が急激に変化している⁸⁾ことに加え、産業界から知的財産訴訟について「判断の早期統一（予見可能性の向上）」、「専門性の強化」、「審理の迅速化」といった要請がなされていることがある。

同推進計画に掲げられた項目のうち、とりわけ「知的財産高等裁判所の創設⁹⁾」については、重要政策課題¹⁰⁾と位置付けられ、同推進計画において「日本経済の国際的な優位性を引き続き保つ上で決定的に重要な知的財産の保護を強化し、内外に対し知的財産重視という国家政策を明確にする観点から」必要な検討をすべきとされた。そして、知的財産戦略本部の権利保護基盤の強化に関する専門調査会においても、その在り方について検討がなされた¹¹⁾。

6) 事務局員の出身は、法務省（検察官、検察事務官等）、裁判所（裁判官、裁判所書記官）、財務省、総務省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、警察庁、人事院、公正取引委員会、民間（弁護士、企業）など多岐にわたる。また、事務局員数は、最多の時点（本年1月）で67名であった。なお、特許庁からは滝口尚良氏（審判部第25部門審判官）が事務局の一名として今回の立案作業を担当され、筆者も、弁護士の国際化に関する法改正作業終了後、今回の立案作業に加わった。

7) 本稿執筆の時点（本年9月）で検討会における検討作業はほぼ終了し、その成果は司法制度改革推進本部から提出された法律案に結実している。同本部から提出されたものを含め、第154回国会から第159回国会までに可決成立した司法制度改革関連の法律は合計21本に上る。

8) 注4を参照。

9) 知的財産高等裁判所は、プロパテント政策の象徴として「知的財産重視の国家政策を明確にする」という、いわゆるアナウンスメント効果をねらいとするとともに、知的財産専門の裁判所において、前述の産業界の要請である、知的財産訴訟の「判断の早期統一」「専門性の強化」「審理の迅速化」を図るべく提唱されたものである。

10) 昨年秋に発表された「小泉改革宣言（自民党政権公約2003）」において『知的財産を戦略的に保護・活用するため、「知的財産高等裁判所」を創設する』とされており、本年1月19日の小泉総理の施政方針演説にもこの点が盛り込まれている。

11) 権利保護基盤の強化に関する専門調査会においては、メンバーの一部を共通にするなど、司法制度改革推進本部の知的財産訴訟検討会との連携をとりつつ検討が進められた。同専門調査会の第2回会合において、メンバーの竹田稔弁護士より、同推進計画の趣旨に沿いつつ、平成15年民事訴訟法改正後の制度の連続性・法的安定性を確保するなどの観点から、法律によって根拠付けられることを前提として、東京高等裁判所内に知的財産高等裁判所を設置する案が提案され、これが、知的財産高等裁判所設置法の骨格となった。そして、平成15年12月、同専門調査会において、知的財産高等裁判所を創設する法案を2004年の通常国会に提出すべきとする旨の議論のとりまとめがなされた。

3) 知的財産訴訟検討会

司法制度改革推進本部事務局は、これらを背景として、平成14年10月より、知的財産訴訟検討会を開催し、知的財産訴訟の更なる充実・迅速化を図るための諸方策を幅広い観点から検討してきた。同検討会のメンバー¹²⁾は、座長の伊藤眞東京大学教授、座長代理の中山信弘東京大学教授をはじめとして計11名の学者・有識者等で構成され、特許庁からは小林昭寛前審判企画室長が参加された。同検討会では、特許庁、裁判所、産業界、日本弁護士連合会、日本弁理士会等からヒアリングが行われるとともに、平成15年5月には各論点についてパブリックコメントが行われ、これらの結果も踏まえつつ改革の方向性について検討が進められた¹³⁾。また、諸外国にお

ける知的財産訴訟制度を検討するために、同検討会のもとに知的財産権法または民事訴訟法を専門とする中堅・若手の学者による知的財産訴訟外国法制研究会（座長：大淵哲也東京大学教授）¹⁴⁾が置かれ、比較法的な観点からの検討も行われた¹⁵⁾。

同検討会では、今回の法案提出までに計16回にわたって会議が開催され、平成15年12月に知的財産高等裁判所を除く論点¹⁶⁾について、平成16年1月に知的財産高等裁判所¹⁷⁾について、それぞれ議論のとりまとめが行われた。そして、司法制度改革推進本部事務局において、これらの議論のとりまとめを踏まえつつ、立案作業が進められ、同年3月2日、両法律案が第159回国会に提出されるに至ったものである。

-
- 12) 知的財産訴訟検討会メンバー（五十音順・肩書きは当時）：阿部一正（新日本製鐵株式会社参与知的財産部長）、荒井寿光（内閣官房知的財産戦略推進事務局長）、飯村敏明（東京地方裁判所判事）、伊藤眞（東京大学教授）、小野瀬厚（法務省民事局参事官）、加藤恒（三菱電機株式会社知的財産渉外部次長）、小林昭寛（特許庁審判部審判企画室長）、櫻井敬子（学習院大学教授）、沢山博史（旭化成株式会社総務センター法務室室長）、末吉互（弁護士）、中山信弘（東京大学教授）
- 13) 知的財産訴訟検討会の検討内容の詳細については、首相官邸ホームページ中の「司法制度改革推進本部」「検討会」、<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/11titeki.html>、又は、近藤昌昭・齊藤友嘉「司法制度改革概説2 知的財産関係二法/労働審判法」（2004年，商事法務）を参照。なお、同書には、両法律の逐条解説やQ&A等も盛り込まれている。
- 14) 知的財産訴訟外国法制研究会メンバー（五十音順・肩書きは当時）：大淵哲也（東京大学教授）、杉山悦子（一橋大学助手）、茶園成樹（大阪大学教授）、菱田雄郷（東北大学助教授）、平嶋竜太（筑波大学助教授）
- 15) この研究成果は、知的財産訴訟外国法制研究会「知的財産訴訟制度の国際比較」別冊NBLNo.81として公表されている。同研究会の報告では、いわゆる知的財産裁判所について、アメリカ、ドイツ、イギリス、EUの例が紹介されている。アメリカの連邦巡回控訴裁判所（CAFC）は、著作権等を除いた知的財産訴訟の控訴審として専属管轄を有する一方で、特許権等の事件の割合は全事件の30%程度であるとされている。また、ドイツの連邦特許裁判所は、従前特許庁内の機関であった抗告部・無効部が移管されて設立されたものであり、侵害訴訟を取り扱わず、イギリスのpatent courtは、高等法院の中の衡平法部の一部門という組織形態を採用しているとされている。さらに、EUについては、2003年3月3日のEU理事会において基本的な合意に達したとされるテキストにおいて、共同体特許裁判所は侵害訴訟と無効手続の双方を専属的に取り扱うとされていることが紹介されている。このように、一口に知的財産裁判所といっても、法制度、設立に至る背景事情等を踏まえ、各国それぞれの“顔”があることがうかがえる。
- 16) 知的財産訴訟検討会では、法曹資格を有しない技術専門家が裁判官として裁判に関与する「技術裁判官制度」についても検討がなされた。これについては、当初、今後増加する先端技術について対応する観点から必要性を唱える意見も出された。しかし、特定の技術者を任期10年間の裁判官として固定化するよりも、裁判所調査官や専門委員のように、個々の事件に応じて、最適任の技術者を広く弾力的に登用できる制度の方が、ユーザーニーズに的確に応えるものとなり得るとの意見や、技術の専門分野は細分化されているため、「技術裁判官」といっても、自己の専門外の技術には対応できないとの意見などが出され、議論を重ねた結果、裁判の最終判断者は法曹資格を有する裁判官であるべきで、今後は、理科系の学部を卒業し法科大学院に進んだ者が司法試験に合格し、法曹資格を取得して裁判官に採用されていくことに期待するとの意見で一致した。
- 17) 知的財産高等裁判所に関する論点の一つである組織の在り方について、当初、全国に8つある高等裁判所と同等の組織とすべきであるとの意見も出された。しかし、その場合、新しい組織は、知的財産訴訟について新たな管轄（職分管轄）を有する特別の裁判所となると、関連事件が泣き別れとなる、新たな管轄をめぐる周辺的な紛争が増加する、地域密着型の事件が多い著作権事件について地方切り捨てになる、通常裁判所の体制を充実させる方向で対応強化を図ってきた日本の司法制度の中では異質なものであり違和感がある、などの意見が出され、議論を重ねた結果、国民に利用しやすい制度を実現するため、東京高等裁判所内に独立性の高い裁判所を設置することで意見の一致をみた。

3. 知的財産高等裁判所設置法

1) 現行法による管轄 (図2)

現行法¹⁸⁾においては、特許権等に関する訴え¹⁹⁾の第一審は、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所の専属管轄に属し(民事訴訟法第6条第1項)、意匠権等に関する訴え²⁰⁾の第一審は、本来の管轄裁判所のほかに、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が競合的な管轄を有する(同法第6条の2)ものとされている。そこで、特許権等に関する訴えは、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に、意匠権等に関する訴えは、同法第4条又は第5条の規定による管轄裁判所又は東京地方裁判所若しくは大阪地方裁判所に、それぞれ訴えを提起すべきこととなる。

もっとも、特許権等に関する訴えで、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に専属すべき場合において、専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるために必要な場合には、他の裁判所に移送されることもあり得る(同法第20条の2第1項)。

他方、特許権等に関する訴えの控訴審については、東京高等裁判所の専属管轄に属するものとされており(同法第6条第3項)²¹⁾、特許権等に関する訴えの控訴審は、東京高等裁判所で審理されることとなる。ただし、特許権等に関する訴えの控訴審でも、専門技術的事項を欠くことその他の事情により著しい損害又は遅滞を避けるために必要な場合には、東京高等裁判所から大阪高等裁判所に移送されることもあり得る(同法第20条の2第2項)。また、意匠権等に関する訴えについては、東京地方裁判所など東京高等裁判所管内の地方裁判所が第一審の場合には、東京高等裁判所の管轄に属することとなるが、その他の地方裁判所が第一審裁判所の場合には、対応する

各地の高等裁判所が管轄を有することとなる。

東京高等裁判所は、特許庁の審決等に対する訴えについても、専属管轄を有するものとされている(特許法第178条第1項等)。

なお、東京高等裁判所には、平成16年4月現在、知的財産権に関する事件を専門的に取り扱う部が4か部置かれており、これらの訴訟は、いずれも知的財産権の専門部で審理・判断されている(その他に知的財産権部に所属する全裁判官から構成される部が1か部置かれている。)

2) 知的財産高等裁判所設置法の概要

知的財産高等裁判所設置法は、我が国の経済社会における知的財産の活用の進展に伴い、知的財産の保護に関し司法の果たすべき役割がより重要となることにかんがみ、知的財産に関する事件についての裁判の一層の充実及び迅速化を図るため、知的財産に関する事件を専門的に取り扱う知的財産高等裁判所の設置のために必要な事項を定めることを目的とし(同法第1条)、知的財産高等裁判所を東京高等裁判所の特別の支部として設けることを定めている(同法第2条)。

「特別の」支部とした趣旨は、知的財産に関する事件について裁判所の専門的な処理体制を一層整備することを目的として、知的財産高等裁判所長の任命、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の配置に関する事項、知的財産高等裁判所が司法行政事務を行う場合の権限の行使方法、及び知的財産高等裁判所事務局の設置など、通常の支部とは異なる内容を法律で特に定めたためである。

知的財産高等裁判所の取扱事件は、事件の性質・内容が知的財産に関する事件である限り、民事訴訟法その他の法律によって定められた東京高等裁判所の管轄

18) 平成15年民事訴訟法(平成16年4月1日より施行)後の状況。

19) 「特許権等に関する訴え」とは、特許権、実用新案権、回路配置利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴えをいう。この範囲は広く解されており、特許権者等から権利侵害者に対する差止請求訴訟、侵害物の廃棄等の請求訴訟、特許権者等から権利侵害者に対する損害賠償請求訴訟、損害賠償に代え又は損害賠償と共にする信用あるいは名誉回復訴訟、特許権者等を被告とする特許権等の侵害による差止請求権または損害賠償請求権の不存在確認訴訟等が含まれるほか、契約に基づく使用料請求訴訟や、権利の帰属に関する訴訟、職務発明の対価の請求訴訟等もこれに含まれる。

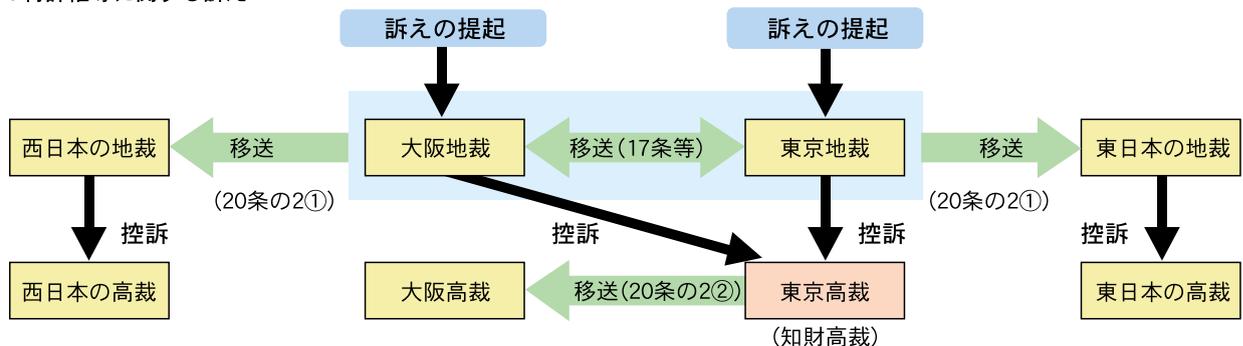
20) 「意匠権等に関する訴え」とは、意匠権、商標権、著作者の権利(プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。)出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争(不正競争防止法第2条第1項に規定する不正競争をいう。)による営業上の利益の侵害に係る訴えをいう。

21) ただし、民事訴訟法第20条の2第1項の規定により移送された訴訟については、対応する高等裁判所に控訴を提起すべきことになる。

に属するすべての事件に及ぶ(同法第2条)。具体的には、①特許権等に関する訴え及び意匠権等に関する訴えについて地方裁判所が第一審としてした終局判決に対する控訴に係る訴訟事件であってその審理に専門的な知見を要するもの(同条第1号)、②特許庁の審決取消訴訟などの特許権等又は意匠権等に関する行政事件訴訟に係る訴訟事件(同条第2号)、③このほか、主要な争点の審理につき知的財産に関する専門的な知見を要する事件(同条第3号)、④上記①・②に掲げる訴訟事件又は上記③に掲げる事件で訴訟事件であるものと口頭弁論を併合して審理されるべき訴訟事件(同条第4号)である²²⁾。

最高裁判所は、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官を定め、知的財産高等裁判所長を任命する(同法第3条)。知的財産高等裁判所が、裁判事務の分配その他の司法行政事務²³⁾を行うのは、知的財産高等裁判所に勤務する裁判官の会議の議による(同法第4条第1項)。これは、知的財産高等裁判所が、知的財産に関する事件を専門的に取り扱うために法律によって設置された特別の支部であることから、知的財産高等裁判所における専門的な事件処理に密接に関係し、知的財産高等裁判所のみにおいて処理することが相当である一定の司法行政事務について、東京高等裁判所から知的財産高等裁判所に移譲されたものとして、その独自の権限の下で行使させることと

1. 特許権等に関する訴え



2. 意匠権等に関する訴え

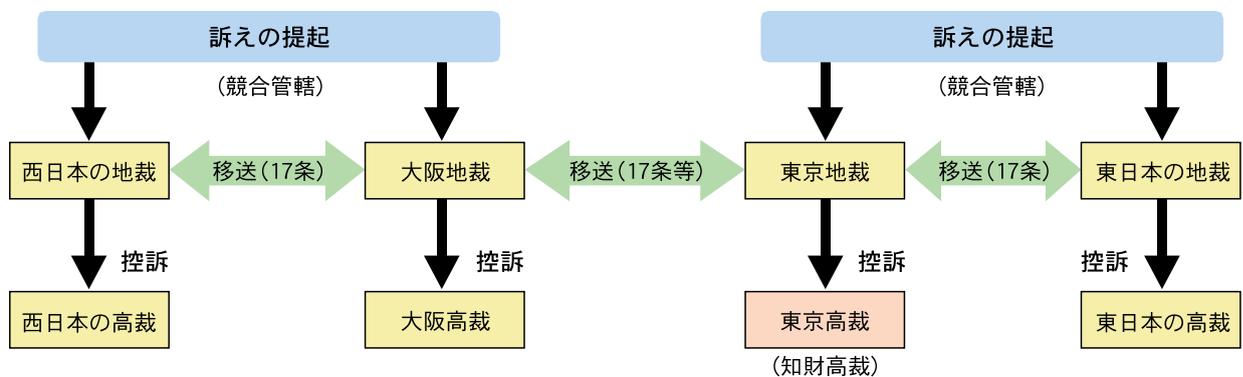


図2 知的財産に関する訴訟についての管轄と移送のイメージ

22) いずれも民事事件、行政事件を念頭におくもので、刑事事件を含まない。

23) 知的財産高等裁判所において行う司法行政事務については、その余に、東京高等裁判所の裁判官会議からの委任により行う、きわめて多種多様の事務が別途存在する。それらについては、通常の支部と同様に、同会議の委任により、知的財産高等裁判所長が専権的に処理することも可能であると解される。

するものである。また、このような知的財産高等裁判所が独自の司法行政事務を行う場合の権限の行使方法については、知的財産高等裁判所に勤務する全員の裁判官で組織される会議の議によるべきものとしている。

知的財産高等裁判所の庶務を行うため、知的財産高等裁判所事務局が置かれる（同法第5条）。

3) 知的財産高等裁判所設置後の管轄（図2）

以上のとおり、知的財産高等裁判所設置法は、民事訴訟法第6条で定める管轄を変更するものではないため、知的財産高等裁判所設置法によって、現状の東京高等裁判所内の知的財産権部で取り扱っている事件について変更が加えられることはない。

すなわち、特許権等に関する訴えの控訴審については、前記のとおり、東京高等裁判所の専属管轄に属すること

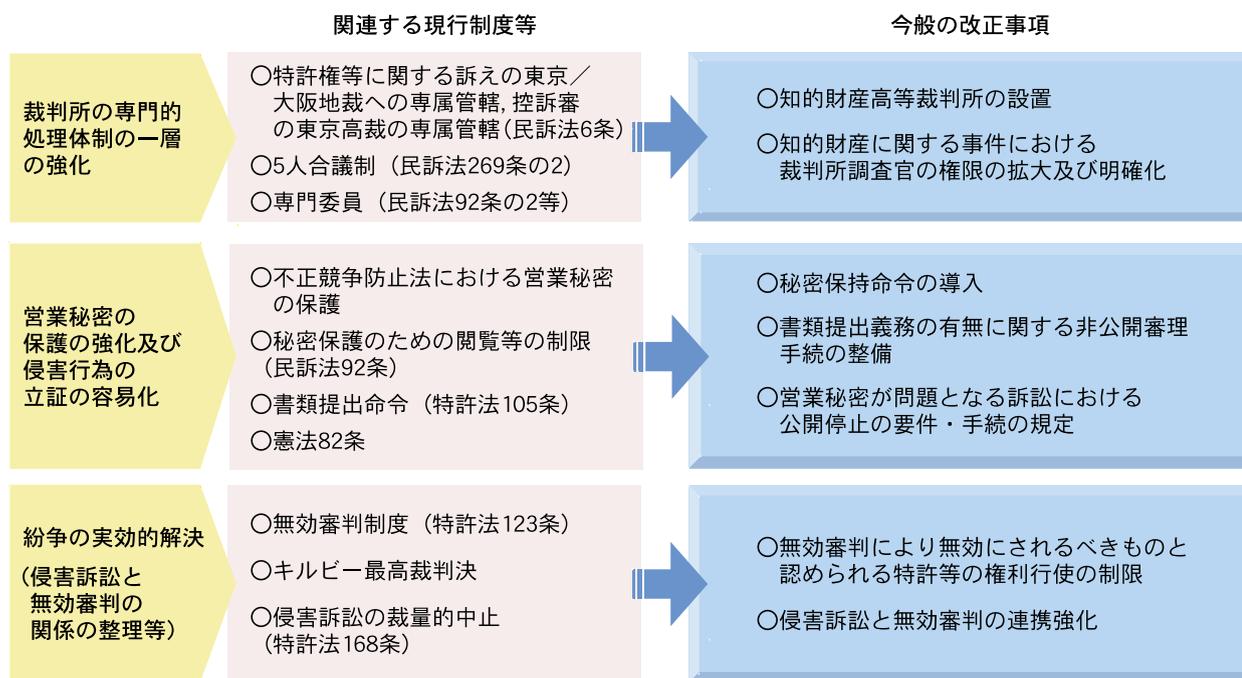
となり、事務分配の結果、その特別の支部である知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。意匠権等に関する訴えの控訴審についても、管内の地方裁判所が第一審裁判所であるなど東京高等裁判所の管轄に属する場合には、同様に知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。他方、意匠権等に関する訴えについて、東京高等裁判所管内以外の裁判所が第一審裁判所であった場合については、対応する高等裁判所が管轄することとなる。

特許庁の審決等に対する訴えについても、前記のとおり、東京高等裁判所が専属管轄を有することとなり、事務分配の結果、その特別の支部である知的財産高等裁判所で取り扱われることとなる。

なお、知的財産高等裁判所は東京高等裁判所に置かれるが、民事訴訟法上の移送（同法第20条の2第2項）やテレビ会議システムなどを利用して、地方在住者の利益に配慮した運用がされるものと考えられる²⁴⁾。

知的財産高等裁判所設置法及び裁判所法等の一部を改正する法律について（概要）

～ 知的財産に関する事件についての審理の一層の充実・迅速化のために ～



24) この点については、平成15年民事訴訟法改正の際にも議論され、同様の運用がなされるとされていたところである（「一問一答平成15年改正民事訴訟法」68頁（2004年、商事法務））。

4. 知的財産に関する事件の審理（裁判所法等の一部を改正する法律）

(1) 特許権等の侵害訴訟における攻撃防御方法

いわゆるキルビー判決

特許権等の侵害訴訟においては、原告の主張する特許等に無効理由があると考えられる場合があり、このような場合などに、被告としていかなる対応がとり得るのが問題になり得るところである。この点について、我が国では、いわゆる公定力理論²⁵⁾により、特許の有効・無効の対世的な判断は、無効審判手続の専権事項であり、特許無効審判の無効審決が確定するまで特許は対世的に有効として扱われるべきものとされてきた結果、特許権等の侵害訴訟においても、特許が無効であるとの主張は許されないと理解されてきた²⁶⁾。

このような状況を一変させたのが、いわゆるキルビー判決（最三小判平成12年4月11日民集54巻4号1368頁）である。同判決では、特許の無効審決が確定する以前であっても、特許権等の侵害訴訟を審理する裁判所は、審理の結果、当該特許に無効理由が存在することが明らかであると認められるときは、その特許権に基づく差止め・損害賠償等の請求は、特段の事情がない限り、権利の濫用に当たり許されない旨の判断が示された。

これにより、特許権に基づく差止め・損害賠償等の請求を訴訟物とする侵害訴訟において、無効理由の存在の

明白性を判断する限度で、特許の無効理由の存否に関する裁判所の間接的・相対的な判断の余地が例外的に承認されるに至った。そして、現に、侵害訴訟の実務においても、この判決を受けて、特許等に無効理由が存在することが明らかであるとの主張が多用されるようになり、その旨の判断も多くされるようになった。

もっとも、同判決では、「無効理由が存在することが明らかであると認められる」ことが要件とされていたことから、この「明らか要件」の解釈・運用をめぐって様々な議論が展開されることとなった²⁷⁾。

改正の概要

イ) 特許権者等の権利行使の制限

今回の改正では、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができないこととしている（特許法第104条の3第1項）²⁸⁾。その結果、従前、いわゆるキルビー判決に基づく主張をするには、当該特許に無効理由が存することが明らかであることを主張・立証する必要があったが、これに代えて、当該特許が特許無効審判により無効にされるべきものと認められることを主張・立証すれば足りることになった²⁹⁾³⁰⁾。

なお、特許が特許無効審判により無効にされるべきものと裁判所が認めるときは、当該特許権に基づく請求は

25) 公定力の意義については、『判例は、「行政処分は、たとえ違法であっても、その違法が重大かつ明白で当該処分を当然無効ならしめるものと認むべき場合を除いては、適法に取り消されない限り完全にその効力を有するものと解すべき」であるとする（最判昭和30・12・26百選175）。学説も、行政行為は仮に違法であっても、取消権限のある者によって取り消されるまでは、何人（私人、裁判所、行政庁）もその効力を否定できないと説明するのが一般的である』とされる（櫻井敬子・橋本博之「現代行政法」78頁（2004年、有斐閣））。

26) このことから生じる不具合を回避するために、裁判例や学説では、限定解釈説、自由技術の抗弁説、技術的範囲確定不能説、当然無効説、権利濫用説など各種の考え方が提示されてきたところである。

27) 知的財産訴訟検討会における議論状況につき、前掲杉浦論文を参照。知的財産訴訟を担当する裁判官の意見として、高部眞規子「特許権侵害訴訟の迅速化の実情について」本誌231号を参照。

28) 今回の改正は、特許の有効・無効の対世的な判断は審決取消訴訟等も含めた無効審判手続の専権事項であり、裁判所は侵害訴訟の場面では特許の無効理由そのものを直裁に判断する機能を有しないという現行法制の基本原則を前提としつつ、いわゆるキルビー判決がその根拠とした衡平の理念及び紛争解決の実効性・訴訟経済等の趣旨に即してその判例法理を更に推し進め、紛争のより実効的な解決を図ろうとするものである。

29) 出願公開に伴う補償金請求権の行使についても、同様の手当てを行っている（特許法第65条第5項）。また、実用新案法、意匠法、商標法においても同様の規定が置かれている。（表1参照）

30) 上記抗弁に対抗するために、特許権者は、特許庁において訂正審判（無効審判係属時は訂正）を請求できることとし、紛争の実効的解決の観点から、侵害訴訟係属中に訴訟当事者から請求があった訂正審判等については、早期に審理する対象とされる予定である。

表1 今般の改正項目と改正法律との対応表

	特許法	実用新案法	意匠法	商標法	不正競争防止法	著作権法
特許権者等の権利行使の制限					×	×
秘密保持命令 ^()						
当事者尋問等の公開停止			×	×		×
インカメラ審理での書類開示						

: 改正を行う。 × : 改正を行わない。
秘密保持命令の取消し、訴訟記録の閲覧等の請求の通知等を含む。

棄却されるべきことになるが、たとえこのような判断がされたとしても、この裁判所の判断の効力は、通常の民事訴訟の原則に従い、訴訟当事者限りの相対的なものとなる。

他方、濫用防止の観点から、同項の主張が、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、これを却下することができることとしている（同条第2項）。そこで、例えば、相手方当事者が、同条第1項により、特段の根拠もなく多数の無効理由を無作為に主張するような場合には、同条第2項に基づき、審理を不当に遅延させる目的で提出したものととして、却下の決定を申し立てることができることになる。このような規定は、民事訴訟法第157条にも置かれているが、特許法第104条の3第2項は、時機に後れたものでなくとも、審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められる場合に、却下することができることとする点で異なっている。このような特則を設ける理由は、紛争の実効的解決の観点から侵害訴訟において特別に認めるこ

ととされた攻撃又は防御の方法について、その濫用的な提出を認めることは、紛争の実効的解決という制度趣旨と相反することとなるからである。なお、この却下決定に対して、独立に不服申立てをすることはできない。

ロ) 裁判所と特許庁の連絡調整

特許庁から審判の請求があった旨の通知を受けている侵害訴訟において、特許法第104条の3第1項の規定に基づく攻撃又は防御の方法が提出されたときは、裁判所はその旨を特許庁長官に通知するものとしている（同法第168条第5項）。これは、侵害訴訟と特許無効審判が並行して係属している場合に、特許庁における特許無効審判での職権審理においてもそのことを認識した上で、両手続の関係に配慮して審理を進めることにより、両手続間における判断齟齬^{31) 32)}を極力防止することを目的とするものである。

また、前記通知を受けた特許庁長官は、裁判所に対し、侵害訴訟における訴訟記録のうちその審判において審判官が必要と認める書面の写しの送付を求めることができ

31) 紛争の実効的解決・判断齟齬の防止の観点から、侵害訴訟係属中に請求があった特許無効審判については、早期に審理する対象にされる予定である。また、侵害訴訟と特許無効審判の判断が齟齬するおそれがあるときは、裁判所は、裁量により訴訟手続を中止するものとされている（特許法第168条第2項）。

32) 侵害訴訟と特許無効審判における特許の有効性についての判断が異なった場合は、民事訴訟の原則に則ることになる。すなわち、侵害訴訟において判決理由中で特許有効を前提とした判断がされた判決が確定した後、特許無効審判により特許を無効にすべき旨の審判が確定した場合については、前の侵害訴訟における確定判決については、その理由中の判断の基礎となった行政処分（特許を無効にすべき旨の確定した審判）によって変更されていることとなり、民事訴訟法第338条第1項第8号の再審事由が認められることになる。他方、特許無効審判において特許が無効にされるべきものと認められるとして侵害訴訟の中で特許法第104条の3第1項の規定による主張が認められ、その後の特許無効審判の請求が成り立たない旨の審判が出された場合については、民事訴訟法の再審事由とはならないと解される。その理由として、前の判決の基礎となった行政処分（特許査定処分）自体には何ら変更は生じておらず、前の判決における理由中の判断は、特定の行政処分（審判等）の公定力に拘束されたものではなく、特許が無効審判の確定により無効とされるまでは有効であることを前提としつつ、特許権の行使を制限するかどうかという法律問題についての別の訴訟物に関する判決の帰趨の問題であり、これについて権利者が前訴で敗訴したことは、弁論主義の原則の下における当事者の主張・立証活動の程度に応じた訴訟状態に基づく自由心証による判断の結果であって、既判力の抵触がないことが挙げられる。

るとしている(同条第6項)³³⁾。

(2) 営業秘密の保護強化及び侵害行為の立証の容易化

秘密保持命令

イ) 現行法による営業秘密の保護

知的財産訴訟では、営業秘密³⁴⁾が訴訟に提出される場面が想定される。このような例として、例えば、自己の営業秘密が不正に使用されるなどして、営業上の利益を侵害されたとして損害賠償請求や差止請求をする訴訟において、営業秘密の保有者である原告が、侵害行為の立証に際して、その営業秘密の内容を明らかにする場面や、特許権等を侵害したとして訴訟を提起された場合に、被告が、特許権者である原告が侵害行為として主張する被告の行為の具体的な態様を否認するとともに、実施しているのは自らが営業秘密として保有している技術であると反論する場面などが考えられるところである。

このような場面において、訴訟で開示された営業秘密の保護のための手段として従前設けられていたのは、民事訴訟法第92条の定める閲覧等の制限の手続³⁵⁾や、不正競争防止法による損害賠償・差止請求等³⁶⁾であった。

ロ) 改正の概要

今回の改正では、以上の手段に加えて、訴訟において

開示された営業秘密の保護をより一層十全なものとするため、秘密保持命令の制度及び次項以下に述べる公開停止の規定の整備等を新設している³⁷⁾。

a. 秘密保持命令

秘密保持命令は、裁判所が当事者の申立てにより決定で発する。秘密保持命令の発令を得るためには、準備書面の記載又は証拠の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること、及び当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあることから当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があることの2点について疎明が必要となる。秘密保持命令の内容は、当該営業秘密を訴訟追行の目的以外の目的で使用し、又は、当該営業秘密に関する秘密保持命令を受けた者以外の者への開示をしてはならない旨を命ずることである(特許法第105条の4第1項)。そこで、例えば、開示された営業秘密を使って訴訟準備のために試験を行うことは、秘密保持命令を受けた者以外の者に開示しない限り、許されるが、たとえ訴訟準備のためであっても、秘密保持命令を受けていない者に当該営業秘密を開示することは、許されないことになる。

秘密保持命令の名宛人となり得るのは、当事者(法人である場合は、代表者や使用人等の自然人)のほか、訴訟代理人や補佐人も対象となり得る³⁸⁾。秘密保持命令の

33) なお、裁判所と特許庁との連絡調整について、『当事者以外の第三者に対する情報提供を可能とするため、裁判所又は特許庁のホームページにおいて、判決について特許番号の情報を付加し、特許番号に基づいて判例を検索できることとする』とされている(第15回知的財産訴訟検討会資料1「侵害訴訟と特許無効審判との関係等について」)。

34) 営業秘密とは、『秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないものをいう』(不正競争防止法第2条第4項)とされており、同法において営業秘密として保護されるためには、秘密管理性、有用性、非公知性の3要件が必要とされる。

35) 訴訟記録中に当事者が保有する営業秘密が記載され、又は記録されていることにつき疎明があった場合には、裁判所は、申立てにより、秘密記載部分の閲覧等の請求をすることができる者を当事者に限ることができるとされている(民事訴訟法第92条第1項)。

36) 訴訟において営業秘密の開示を受けた者が、不正の利益を得る目的で当該営業秘密を使用し又は開示する行為は「不正競争」に該当すると解される(不正競争防止法第2条第1項第7号)。

37) このような制度や規定の整備により、侵害行為の立証の容易化が図られるものと考えられる。すなわち、特許法第105条第1項は、特許権等の侵害訴訟における侵害行為の立証のための書類提出命令について規定し、書類提出を拒む「正当な理由」(同項ただし書)がある場合に当たるか否かは、個別具体的な事案に応じ、営業秘密を含む書類が開示されることで書類所持者(営業秘密の保有者)が被る不利益と、書類が提出されないことで申立人が被る不利益とを比較考量して決せられると解されるところ、営業秘密保護のための制度等の整備により、営業秘密を訴訟に提出することによる不利益が減る結果、「正当な理由」にあたらないとする方向に判断が傾くためである。

38) 秘密保持命令の名宛人は、申立ての段階では事前に十分な打ち合わせの上特定をする必要があるが、相手方が打ち合わせに応じない場合等には、相手方の訴訟代理人を名宛人とする申立てをすることもあり得る。なお、この事前の打ち合わせについては、事实上、裁判所が関与する形で行うとの考え方もあり得る。

決定書は秘密保持命令を受けた者に送達され、秘密保持命令はその時から効力を生ずる（同条第3項、第4項）。

秘密保持命令の申立てを却下した決定に不服がある場合には、即時抗告³⁹⁾をすることができるが（同条第5項）秘密保持命令の申立てを許容する決定に対しては、即時抗告は許されず、次の秘密保持命令の取消しの申立てをする必要がある。却下した場合のみ即時抗告を認めることとしたのは、即時抗告がされた後、抗告審における決定がされるまでの間に営業秘密が漏洩することを防止し、営業秘密の保護を十全なものとするためである。

b. 秘密保持命令の取消し

秘密保持命令の申立てをした者又は秘密保持命令を受けた者は、秘密保持命令発令の要件を欠くこと又は欠くに至ったことを理由として、秘密保持命令の取消しを求めることができる（同法第105条の5第1項）。秘密保持命令の申立人にも取消しの申立てを認めたのは、秘密保持命令が発令された後に和解が成立した場合など、秘密保持命令の申立人にも取消しの申立てを認めることが便宜である場合があることによるものである。秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるが（同条第3項）秘密保持命令を取り消す旨の決定は確定しなくては効力を生じない（同条第4項）。秘密保持命令を取り消す裁判をした場合には、当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者に対して、その旨を通知することとされている（同条第5項）。ある者への秘密保持命令が取り消されると、以後、その者への開示は秘密保持命令に違反することになり、秘密保持命令を受けている者に大きな影響を与えるからである。

c. 訴訟記録の閲覧等の請求の通知等

秘密保持命令が発せられた訴訟の訴訟記録について

は、民事訴訟法第92条第1項の規定による閲覧等の制限がされていることが想定されるが、同条によっては、秘密保持命令を受けていない者が当事者の使者として閲覧等の請求をすることまでは禁止されない。このことは、特に法人である当事者の場合等にあつては、従業員など本人である法人から委任を受けられる立場にあれば、事実上自由に訴訟記録の閲覧等を通じて営業秘密を知り得ることとなり、営業秘密の保護が十分ではないことを意味する。そこで、秘密保持命令を受けていない者が閲覧等の請求の手続を行った場合には、裁判所書記官は、民事訴訟法第92条第1項の申立てをした者に対して、閲覧等の請求があつた旨を通知しなければならないとしており（特許法第105条の6第1項）この通知により、営業秘密の保有者に対し、秘密保持命令の申立てをする契機を与えることとしている。そして、この申立てのための時間的猶予のために、裁判所書記官は、閲覧等の請求があつた日から2週間を経過するまでの間、秘密記載部分の閲覧等をさせてはならないとしている（同条第2項）。

d. 罰則

秘密保持命令に違反した者には、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金が科される（同法第200条の2第1項）。なお、親告罪の規定及び両罰規定も設けられている。

営業秘密が問題となる訴訟の公開停止

憲法第82条は裁判公開の原則を定めており、一般公衆が裁判を傍聴することができることから、営業秘密が関連する訴訟には困難な点があるとされていた。

そこで、今回の改正では、特許権等の侵害に係る訴訟又は不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟について、憲法の範囲内で⁴⁰⁾、当事者尋問等の公開を停止で

39) 即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならず、執行停止の効力を有するものとされている（民事訴訟法第332条、第334条第1項）。

40) 憲法第82条の定める裁判の公開原則の趣旨は、裁判を一般に公開して裁判が公正に行われることを制度として保障し、ひいては裁判に対する国民の信頼を確保しようとするにありと解されている（最大判平成元年3月8日民集43巻2号89頁）。そうすると、営業秘密との関係で裁判の公開を困難とする真にやむを得ない事情があり、かつ、裁判を公開することによってかえって適正な裁判が行われなくなるといふいわば極限的な場合についてまで、憲法が裁判の公開を求めていると解することはできない。このような場合は、同条第2項にいう「公の秩序又は善良の風俗を害する虞」がある場合に該当すると解されるもので、今般設けられた公開停止の規定は、その範囲内で要件及び手続を明確に規定するものであるから、憲法の趣旨に沿うものと考えられる。

きる場合の要件・手続を明確に規定している⁴¹⁾。

公開停止の要件については、(a)当事者等が、公開の法廷で、侵害の有無についての判断の基礎となる事項であって当事者の保有する営業秘密に該当するものについて陳述をすることにより、当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に著しい支障を生ずることが明らかであることから当該事項について十分な陳述をすることができず、かつ、(b)当該陳述を欠くことにより他の証拠のみによっては当該事項を判断の基礎とすべき侵害の有無についての適正な裁判をすることができないと認めるとき、とされており、これらの要件が満たされる場合には、裁判官の全員一致により当該事項の尋問を公開しないで行うことができる(特許法第105条の7第1項)。

裁判所は公開停止の決定をするに当たっては、当事者等の意見を聴かなければならない(同条第2項)。また、裁判所は当事者等からその陳述すべき事項の要領を記載した書面の提出をさせることができ、非公開審理手続(いわゆるインカメラ審理)を行うことができる(同条第3項)⁴²⁾。この書面は、相手方に開示され得る(同条第4項)。

なお、公開停止をした上で尋問等がされた場合には、尋問等で現れた営業秘密を保護するため、秘密保持命令が活用されることになると考えられる。

いわゆるインカメラ審理における書類の開示

知的財産に関する侵害訴訟において問題となる営業秘密は、技術的事項と密接な関係を有することが多い。この点、特許法第105条第2項は、いわゆるインカメラ審理の規定を設けているところ、裁判所がいわゆるインカメラ審理によって同条第1項のただし書に規定する正当な理由の有無を判断するに際しては、書類の所持者において、技術的事項を含めて、裁判所に対して詳細な説明をする必要がある。他方、書類の所持者にこのような技術的事項に関する説明をさせるのであれば、説明が正確

にされているか、反対当事者である書類提出命令の申出人にも、提示された書類を開示することが有益であることも考えられる。

このようなことから、改正法では、いわゆるインカメラ審理における書類の開示について、裁判所は、特許法第105条第1項に規定する正当な理由があるかどうかについて、提示された書類を開示して当事者等、訴訟代理人又は補佐人の意見を聴く必要があると認めるときは、これらの者に当該書類を開示できることとしている(同条第3項)⁴³⁾。

(3) 専門家参加の拡大

裁判所調査官

民事訴訟に裁判官以外の専門家が参加する制度としては、専門委員制度(民事訴訟法第92条の2以下)や鑑定(同法第212条以下)等があるところである。この点、知的財産に関する事件においては、裁判所調査官が事件に関与することがしばしばある。裁判所調査官は、裁判所法第57条に定められている常勤の裁判所職員であり、専門技術的な見地から裁判官を補助している。知的財産に関する裁判所調査官は、特許庁出身者や弁理士で構成されている。

今回の改正では、知的財産訴訟において、裁判所の専門的処理体制を一層強化し、審理の更なる充実・迅速化を図るため、この裁判所調査官の権限を拡大・明確化するなどの方策をとることとしている。

改正の概要

イ) 裁判所法第57条の改正

従前の裁判所法第57条第2項は、地方裁判所において裁判所調査官がつかさどる調査事務について、「工業所有権又は租税に関する事件」と規定していた。しかし、工業所有権のみならず著作権に関する事件についても裁

41) 当事者尋問等の公開停止の規定は、特許法第105条の7(実用新案法第30条で準用される。)及び不正競争防止法第6条の7に設けられている。(表1参照)なお、特許法、実用新案法及び不正競争防止法以外の知的財産権法に関しては、公開停止の規定は特に設けられていない。これは、公開停止の規定は、営業秘密が典型的に問題となる訴訟について設けるべきと考えられることによるもので、公開停止の規定が設けられていない訴訟にあっては、これまでどおり憲法第82条第2項の規定の直接の適用が問題になることになる。

42) いわゆるインカメラ審理において開示された書類に営業秘密が含まれる場合には、秘密保持命令の対象となり得る。

43) 注42)と同じ。

判所調査官が調査をつかさどる必要があることから、今回、「知的財産又は租税に関する事件」と改めている。

また、今回の改正により拡大される具体的な権限を民事訴訟法に定める関係で、裁判所調査官は、裁判官の命を受けて、調査を行うことに加えて、他の法律に定める事務をつかさどる旨の規定に改めている。

ロ) 知的財産に関する事件における裁判所調査官の関与
民事訴訟法第92条の8を新たに設け、知的財産に関する事件における裁判所調査官が行う事務を具体的に定めている⁴⁴⁾。

まず、第1号は、裁判所が争点を的確に整理するとともに裁判所調査官自身の調査をよりの確なものとするため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことができることとするものである。裁判所調査官が同号の事務を行う具体的な期日又は手続として、口頭弁論期日、証拠保全の審尋期日(同法第234条)、弁論準備手続(同法第168条)、書面による準備手続(同法第175条)、いわゆるインカメラ審理(特許法第105条等)、進行協議期日(民事訴訟規則第95条)等が規定されている。従前、当事者に対して問いを発し、又は立証を促すことは、裁判官のみが行っていたが、今後は、裁判所調査官からも、発問や立証の促しがされ得ることになる。

次に、第2号は、裁判所の証拠調べを的確に行うとともに裁判所調査官自身の調査をよりの確なものとするため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、証拠調べの期日において証人、当事者本人又は鑑定人に対し直接に問いを発することとするものである。この点についても、従前は、もっぱら裁判官によってされていたが、今後は、裁判所調査官からも、発問があり得ることになる。

次に、第3号は、裁判所調査官の専門的知見及び調査結果を和解において有効に活用し、紛争の早期解決を図るため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、和解を試みる期日において専門的な知見に基づく説明を行うこととするものである。

最後に、第4号は、裁判所調査官の専門的知見及び調査結果を裁判所の事件に関する判断(評議・判決)に適切に反映させるため、裁判所調査官が、裁判長の命を受けて、裁判官に対し、事件についての参考意見を述べることとするものである。なお、この裁判所調査官の参考意見は、裁判官が当事者から出された主張や証拠を正確に理解しやすくするために、その整理等をするものであるが、判断の基礎となる裁判の資料として新たな主張や証拠を追加するものではなく、判断の過程における過渡的な参考意見である。

このように、今回の改正により裁判所調査官の権限が拡大されることで、裁判所調査官は、知的財産訴訟において、当事者と直接に接することとなるなど、より積極的に関与することになる。

ハ) 知的財産に関する事件における裁判所調査官の除斥及び忌避

このように裁判所調査官の権限が拡大されると、裁判所調査官の中立性を制度的に保障する必要が生じることになる。そこで、今回の改正では、民事訴訟法第92条の8の事務を行う裁判所調査官について裁判官の除斥及び忌避に関する規定を準用することとしている(同法第92条の9)。

そこで、例えば、裁判所調査官が相手方当事者の関係者である場合など、裁判の公正を妨げるべき事情があると考えられる場合には、当該調査官に対して、忌避の申

44) 裁判所調査官は、専門委員の場合とは異なり、口頭弁論の期日等における釈明、証拠調べの期日における当事者等への発問及び和解を試みる期日における専門的知見に基づく説明を行う場合に、「当事者の意見を聴くこと」及び「当事者の同意を得ること」の要件を不要とし、いわゆるインカメラ審理手続においても、当事者の一方のみが立ち会う場面でも関与することができることとしている。このようにした理由は、専門委員の場合は、裁判官から独立に権限を行使する非常勤職員としての性質にかんがみ、当事者に反論の機会を与えるために上記のような要件を加えたものであるが、裁判所調査官は、専門委員とは異なり、常勤職員としての中立性が制度的に保障されており、裁判所から独立に権限を行使するものではなく、裁判長の命を受け、裁判所の補助機関としてその権限を行使するものであるため、裁判所調査官の権限行使に対して当事者の反論の機会を与えるためにその権限行使に制限を加えることは、必要がなく、また、相当でないと考えられるからである。裁判所調査官と専門委員との関係について、法の趣旨に即した運用の在り方の一つとして、裁判所調査官は技術的知識及び特許法等に関する知識を有する者とし、原則として審理に関与することとし、一方、専門委員は技術的知識を有する者とし、例えば、種々の先端技術等の技術分野について、必要に応じて審理に関与することが考えられる。

立てをすることができることになる。

除斥又は忌避を理由があるとする決定に対しては、不服を申し立てることができないが、理由がないとする決定に対しては、即時抗告をすることができるものとされている（同法第25条第4項、第5項）

5. おわりに

知的財産訴訟を取り巻く環境が急激に変化し、その充実・迅速化に対する要請が高まっている中で、平成15年民事訴訟法改正に続き、今回、両法律が可決成立したことは、重要な意味を有するものと考えられる。また、ユーザーの視点を踏まえて、知的財産訴訟制度の見直しがなされたことは、国民により身近で頼りがいのある司法の実現という、司法制度改革の基本的な認識に沿ったものであると言えよう。

知的財産訴訟改革は、“改革の芽”がつぼみに育った段階にあり、これから“改革の花”を咲かせる必要がある。今後の制度の運用を通じて、ユーザーにとって真に実効性のある制度として定着していくことが期待されるところである。

今後の知的財産訴訟の運営については、民事訴訟一般と同様、直接それに携わるのは法曹であるが、今回の改革を契機として、非法曹である知的財産や技術の専門家に対しても、その運営に積極的に関与することが一層期待されるものと考えられる。裁判所調査官には、新たな活躍の場として与えられた訴訟手続の場面を含め、幅広く裁判官をサポートすることが、また、特許庁審判官には、特許権等の侵害訴訟が並行して係属する特許無効審判等について早期に審理するとともに、裁判所との連携を十分に行って、判断齟齬の防止に努めることが期待されるものと考えられる⁴⁵⁾。また、特許庁審査官には、権利行使が見込まれる重要な出願に対して、無効になりにくい安定した権利を設定することで、将来の訴訟における争点を極力減らし、紛争の回避ないしは早期解決に資することが求められるものと考えられる。さらには、個別具体的な事件のみならず、知的財産に精通した法曹の

Profile

平瀬 知明（ひらせ ともあき）

平成4年4月 特許庁入庁
審査第三部自動制御、科学技術庁研究開発局宇宙政策課、生活機器、福祉サービス機器、米国留学、一般機械を経て
平成13年7月 内閣官房司法制度改革推進準備室参事官補佐
平成13年12月 司法制度改革推進本部事務局参事官補佐
平成16年4月より現職



育成へ貢献することも考えられ、司法制度改革の理念に照らして、幅広い役割が期待されるであろう。

最後に、今回の立案作業にあたり、審判企画室、制度改革審議室等の皆様方から、多大なご協力をいただいた。この場をお借りして感謝の意を表したい。

45) この点、竹田稔弁護士は、本誌233号において『知的財産裁判手続の適正、迅速化が一段と進められている。このような状況において、無効審判制度のあり方が問われるのは当然であって、紛争の一回的解決の視点から、技術専門家である審判官が判断主体となる審判手続の特徴を活かしつつ、迅速に適正な審理を行って、審決によりいわば侵害訴訟の上記権利行使を許さない抗弁の指針を示すことのほかない。』と指摘している。